

||||||| 記 事 |||||

例会記録

- 平成20年4月例会 平成20年4月26日(土)
 順天堂大学医学部9号館2階8番教室
- 大正期労働市場と疫病：1914年発疹チフス流行
 永島 剛
 - 漢字文化圏の中国医籍受容史
 真柳 誠

- 平成20年5月例会 平成20年5月24日(土)
 順天堂大学医学部9号館2階8番教室
- 新刊の医家肖像集(杏雨書屋)
 天野陽介, 町泉寿郎, 小曾戸洋
 - 方伎雑誌の訳注研究
 寺澤捷年

例会抄録

貝原益軒 未公開『用薬日記』の養生処方

山崎 光夫

貝原益軒(1630~1714)といえば、『養生訓』や『大和本草』『和俗童子訓』『慎思録』『文武訓』『楽訓』『黒田家譜』『筑前国統風土記』などの著者として知られる。その内容は、儒学から、本草学、医学、地理学、農学、文学、歴史学までに及ぶ。

かのフォーリップ・フランツ・フォン・シーボルト(1796~1866)をして、「日本のアリストテレス」と言わしめた、博学多識の人物である。

著作は、98部247巻に及ぶ。が、なんといても『養生訓』が有名である。益軒といえば、『養生訓』であり、『養生訓』といえば、益軒である。そして、『養生訓』の養生術を自ら実行し、幼少のころから蒲柳の質ながら、85歳の健康長寿を獲得した。

『養生訓』(全8巻)は益軒自身の体験を踏まえ、仮名まじりの和文で書かれた庶民向けの健康啓蒙書である。益軒が83歳のときに執筆し、翌正徳三年(1713)、84歳のときに出版された。死の前年である。この『養生訓』は益軒の「民生日用」——日常生活に役立てるの精神のもとに書かれた書物である。

『養生訓』に先立つこと、30年前、益軒は“プ

レ養生訓”とでもいうべき『頤生輯要』(全5巻)を、天和二年(1682)、53歳に著している。古来の医学書より、摂生及び療病に係る事項について、格言・警語を選択して集録した書で、門人の竹田春庵が編集した。サブタイトルに「一名益軒先生養生論」とあり、構成や内容は後年の『養生訓』を彷彿とさせる。

その益軒がみずからの健康をどう図ったかを知る上で恰好の資料がある。『用薬日記』である。だが、その存在は知られていたが解読はまだされていなかった。

このたび貝原家の承諾を得て撮影し、その全容を読み解いたので発表する。三百年余の時空を経てここに『用薬日記』が公開されるのである。益軒自身のプラベートな用薬法が記述されている。現在でもなお読み継がれている『養生訓』を、さらに詳しく理解する上で新しい資料となるだろう。『用薬日記』の書かれた日付は以下の通り。

「上巻」——宝永四年(1707)正月・益軒、8歳から宝永六年(1709)2月・益軒、80歳まで、56枚。

「中巻」——宝永六年(1709)正月・益軒, 80歳から正徳元年(1711)9月・益軒, 82歳まで。43枚。

「下巻」——正徳元年(1711)9月・益軒, 82歳から正徳三年(1713)5月・益軒, 84歳まで。58枚。

日記の大きさはいずれも縦, 14 cm, 横, 20 cm. やや厚手の表紙が付けられ, 紐で右隅が綴じられている。中身は薄い和紙で, 表と裏に墨書されている。

『用薬日記』は益軒自身と妻・東軒, 使用人たちの健康維持と病気治療のために使用した漢方薬の処方や灸の経穴が克明に記されている。分かりやすい文章で書かれた『養生訓』などと違い, 処方内容がいわば羅列されているだけである。“益軒版カルテ”といえる。

益軒は『養生訓』・巻第七の「用薬」の項で次のように記している。

「薬をのまずして, おのづからゆる病多し。是をしらで, みだりに薬を用て, 薬にあてられて病をまし, 食をさまたげ, 久しくいゑずして, 死にいたるも亦多し。薬を用る事つつしむべし。」

益軒はいたずらに薬を飲むなと戒めている。「老人は殊に食補すべし, 薬補は, やむ事を得ざる時用ゆべし。」と書いている。

古人の「薬補は食補にしかず」の教えを実践し, 日々の食事に重きを置くよう勧めている。薬の乱用を戒めるのが益軒の精神であるから, 『用薬日記』中に記された処方は必要最小限に調薬されたものと考えられる。

『用薬日記』をひもとくと, 貝原益軒は相当の漢方の使い手であることがわかる。父親は黒田藩の祐筆役ながら医術に長けていて, 一時期, 食禄を奪われたときには, 医業で生計をたてたといわれる。益軒はこの父から10代半ばから医業の手ほどきを受けている。また, 医学を学んだ兄(次男)・存斎からも医術を教えてもらった。そして, 26歳のとき, 明暦元年(1655)4月, 江戸に入る前日, 医者となることを決意して剃髪し, 柔斎と号した。その後, 福岡に戻り藩主の侍講として仕

えた。後年, 大作『大和本草』を著したことでもみるとおり, 草木, 動物, 魚介, 鉱物などの博物学に精通したので, より漢方医学に詳しくなったものと思われる。

益軒は漢方薬を煎じるにあたって, 厳しく正しい方法をとっていた。それは『養生訓』「巻第七・用薬」のなかでも窺えるが, 『用薬日記』の「中巻」の冒頭で薬の煎じ方を記している。益軒自身のところ覚えてであろうが, 『用薬日記』・全三巻のうち, このような解説を付けている箇所は他には見当たらない。

次のように記述している。

「一 益軒薬煎法一貼水小盞
二煎至一盞渣日乾
一日晝間服二次毎
半盞合三貼渣爲一服
一 自用及家婦服薬不可
一時多合先三服相用也
如平日用有効薬則不
拘若試当否則不宣一
時多合」

(訳・一 益軒薬煎法. 一貼(一日分の分量). 水小盞ニヲ煎ジテ一盞ニ至ル. 渣(煎じかす)ハ日ニ乾ス. 一日, 晝間ニ服スルコト二次. 毎, 半盞(正規に煎じた薬は半盞分量を二回に分けて飲む). 三貼ノ渣ヲ合ワセ一服ト爲ス(煎じかすの薬は三日分を合わせて一服とする).)

一 自用及ビ家婦ノ服薬ハ一時ニ多合ス不可. 先ズ, 三服相イ用イ, 平日ニ用イテ効メ有ル薬(普段よく飲んでる薬)ノ如ハ, 則チ拘ズ. 若し当否(効果の有る無し)ヲ試ルナラバ, 則チ, 一時ニ多合スルハ宣シカラズ.)

こうした方法で生薬を煎じ, 処方名として, 「人參養榮湯」「補中益氣湯」「婦脾湯」「清暑益氣湯」などを愛用していたのが分かる。しかし, 必ずしも原方通りの処方ではなく, 益軒特有の加減法を駆使している点が興味深い。

益軒は生まれつき虚弱体質で, 元気がなく, 疲れ

やすいタイプの人。おそらく、冬季の寒気と夏場の消耗には殊の外、堪えたはずである。その弱点を“益軒処方”で乗りきっている。『用薬日記』からは益軒の晩年における養生法の息づかいがきこえてくる。

なお、『用薬日記』の核心部分については、拙作『老いてますます楽し』（新潮選書・2008年刊）に詳細に書いた。

（平成19年10月例会）

薬事衛生の歴史的変遷と薬学教育6年制改革の開始

宮本 法子

近年の少子・高齢社会の急速な進展は、医療保険財政の逼迫を招くことになった。これに伴い数々の医療制度改革が提案され、2006（H18）年には、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」を始めとして、薬事法、薬剤師法等の法改正が相次いだ。これらの法改正は、医療制度の根幹を大きく変えていくことが予測される。そこでこの変革に先立ち、わが国の医療制度を形成してきた薬事衛生制度の歴史を概観し、2006（H18）年に開始した薬学教育6年制との関連について考察する。

医事・薬事行政の原点：医制制定

わが国に本格的な医事・薬事制度が導入されたのは、1873（M6）年の医制公布であるといわれる。この医制制定によって医薬分業制が明示されたが、この制度が明治、大正そして昭和の時代を通して実現できるまでには長い年月を要し、薬剤師にとっては苦難に満ちた長い道のりであった。わが国の医事・薬事制度の基盤は、1世紀にも及ぶ諸先輩の医薬分業完全実施という悲願と熱意の上に形成されてきたことを忘れてはならない。

1873（M6）年、ドイツ医学を採り入れた明治政府は、医師は診療に従事し、薬剤については薬学を修めた専門家に任すべきであることを説き、「薬剤取調ノ方法」を定めた。これには、司薬場での薬品検査を初めとして、司薬局員の薬舗への立ち入り検査、試験の基準となる薬局方の編纂そして医薬品の製造技術を教授する製薬学校の設立

についても規定されており、薬事に関する制度として初めてのものといわれる。

その後の大きな動きとして1948（S23）年には、GHQによる伝染病対策や衛生環境の建て直しの勧告により、医療法及び薬事法が制定された。1943（S18）年当時の薬事法の目的は、「薬事衛生の適正を期し、国民体力の向上を図る」とされ、国家総動員体制色が強かったが、1948（S23）年には、戦後の医薬品の不足につけこんだ流通品や不良品を規制する立場を明確にしていた。

1960（S35）年の薬事法では、医薬品の承認許可制度などの現在の薬事制度の骨格を作った。他方では、1961（S36）年サリドマイドレンツ警告が、世界各国の医薬品の安全行政を大きく転換させるきっかけとなっていった。

明治初年から第二次大戦以前における薬事法は、医薬品の性状及び品質を確保するための、不良医薬品、有害医薬品を取り締るいわゆる「警察法規的性格」を有するものであった。その後、1950年代に多発した薬害事件をきっかけに、薬事法の目的に安全性が加わり「福祉法的性格」へと大きく転換した。1961（S36）年に起こったサリドマイド事件以降、医薬品の安全性確保のために医薬品の承認及び許可時の確認を充実させ、さらに市販後の副作用に対するフォローが必要であることが広く認識されることになった。その後1979（S54）年に改正された薬事法は、サリドマイド事件やスモン事件を教訓としたものであった。

スモンの大阪地裁（S54.7.31）の判決は「国民